

【仕様書】

1 調達件名

「令和7年度 石川労働局管内で使用する電子複写機（リコー製）保守及び消耗品供給契約」

2 調達内容

(1) 目的

本調達は、発注者が所有する電子複写機（リコー製）に対し、落札者が技術員を設置場所へ派遣し点検・調整などの保守及び修理、機器に必要なトナー等消耗品の交換補充を行うことにより事務機器が常時正常な状態で使用できることを目的とする。

(2) 対象機器及び設置場所

対象機器は、下記のリコー製複写機3台とするが、契約期間内においてメーカーの部品供給終了（保守不可）や対象機器の交換購入などの理由にて契約対象台数が減少することもあるため了承すること。

《金沢公共職業安定所：金沢市鳴和1-18-42》

設置場所	種類	機種名・品番
金沢安定所	カラー複写機	IM C6000

《小松公共職業安定所：小松市日の出町1-120 小松日の出合同庁舎》

設置場所	種類	機種名・品番
小松安定所	カラー複写機	IM C6000

《白山公共職業安定所：白山市西新町235》

設置場所	種類	機種名・品番
白山安定所	カラー複写機	IM C6000

(3) 保守業務内容

① 定期保守点検

対象機器を常時正常な状態で使用出来るように1ヶ月に1回以上、技術員を設置場所へ派遣し、点検・整備を行いつつとも機器の状態を報告すること。「カウンター指示数」の確認を兼ねた機器の定期保守作業を行う場合は、後記⑥の時期に実施すること。

② 故障等障害時の修理

対象機器の故障等、発注者及び設置場所の担当者から連絡を受けた場合は、3時間程度以内に技術員を設置場所へ派遣し、速やかに機器を正常な状態に回復させること。

③ 感光体ユニットの提供

④ 事務機器を安定した状態で使用するために必要な消耗品の供給

機器の使用に必要なトナー及び各種部品の消耗品（用紙及びステープルを除く）は、不足することがないように、定期巡回時に供給を行うこと。なお、設置場所担当者から消耗品供給の連絡を受けた場合は、速やかに対応すること。また、供給する消耗品は、メーカー純正品若しくは指定品とする。

⑤ 作業報告

機器の定期保守点検及び故障等に対する正常回復作業を行う際は、設置場所の担当者に作業を行う旨の報告を行い、作業終了時においては「実施日時」、「機種名」、「機械番号」、「作業内容」、「交換部品及び消耗品の供給状況」、「カウンター指示数」などを記載した作業報告書（任意様式）を提出すること。

⑥ カウンター指示数の確認及び保守代金

保守代金は対象機器ごとに1カ月分を取りまとめのうえ請求することとするため、保守代金算出の基礎となる機器のカウンター指示数の確認作業は、毎月末に実施すること。なお、カウンター指示数の確認作業を実施した場合は、上記⑤の作業報告書を設置場所の担当者へ必ず提出すること。また、対象機器毎の保守単価については、後記「4 保守単価及び代金の支払」のとおりとする。

3 契約期間

契約期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（予定）

4 保守単価及び代金の支払

- ・本調達では、対象機器ごとの単価契約とするため、一律1枚〇〇円の単価を設定すること。なお、「モノクロ」及び「カラー」の各モードの単価を設定すること。また、使用枚数毎の単価設定は行わない。価格は、小数点以下第2位まで設定すること。
- ・対象機器の月額基本料金（最低保証金額）の設定は行わないこと。
- ・契約期間中の単価の変更は認めない。
- ・機種ごとにテストコピー及び不良コピー分に対する控除率を設定すること。
- ・毎月のカウンター指示数からテストコピー及び不良コピーを控除した数値をもって月間の使用枚数とし、これに機器ごとに設定された単価を乗じて月間の保守代金を算出することとする。（控除枚数計算は、少数点以下を切り上げて計算すること）。
- ・請負業者は機器毎に前述の金額を算出し、これに消費税額及び地方消費税額を加えた金額を翌月10日までに書面にて請求することとし、発注者は適正な請求書を受理した日から30日以内に請負業者に支払うものとする。

5 使用予定数量

各機器の使用予定数量（枚数）は、次のとおり。

設置場所	種類	機種名	種別	年間使用予定数量
金沢安定所	カラー複写機	I M C 6 0 0 0	モノクロ カラー	8 3, 6 0 2枚 1 1, 8 3 5枚
小松安定所	カラー複写機	I M C 6 0 0 0	モノクロ カラー	3 5, 1 4 4枚 3, 6 9 8枚
白山安定所	カラー複写機	I M C 6 0 0 0	モノクロ カラー	1 5 7, 2 6 1枚 5, 6 9 9枚

*予定数量は、使用実績等により積算した数量であるため、実際の使用数量は増減することを了承すること。

6 再委託

- ・本業務の全部を第三者（契約業者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む）に委託することはできない。
- ・本業務の一部を再委託する場合には、「再委託に係る承認申請書」を提出し承認を受けなければならない。ただし、当該再委託の契約金額が50万円未満の場合はこの限りでない。
- ・再委託先を変更する場合には、「再委託に係る変更承認申請書」を提出し承認を受けなければならない。
- ・再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、「履行体制図」を提出しなければならない。

*各様式は契約書（案）に添付。

7 その他

- ・定期保守点検、故障時の修理、消耗品等の供給、カウンター指示数の確認のため機器設置場所へ技術員を派遣する際に要する費用は、落札者が負担すること。
- ・落札者は、供給した消耗品などに不良（破損、瑕疵）があった場合は、早急に取り換え等の対応を行うこと。
- ・入札参加者は、「入札金額積算書」様式7により入札額を積算することとし、開札の結果、落札者となった者は、当該入札金額積算書を速やかに石川労働局総務部総務課に提出すること。